

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成25年6月26日（平成25年（行情）諮問第265号）

答申日：平成28年11月1日（平成28年度（行情）答申第490号）

事件名：宇宙空間を利用した情報優越の獲得に関する調査研究報告書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

『兵器体系研究（空幕研究又は空自指定研究）』に該当する研究開発の成果報告のうち2011.2.2一本本B1006で特定された以降に策定されたもの*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の7文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

- 文書1 宇宙空間を利用した情報優越の獲得に関する調査研究報告書（航宇工第23-62号）（かがみを除く。）
- 文書2 航空宇宙技術動向が航空防衛に及ぼす影響に関する研究の成果について（報告）（開発集団研第8号。23.6.22）
- 文書3 新電波吸収塗料の研究の成果について（報告）（17-R1（D））（開発集団研第9号。23.6.28）
- 文書4 ***に関する研究（23.8.25）
- 文書5 J/ALQ-5改の運用試験結果について（報告）（09-R7（D））（総隊運第24号。24.1.27）
- 文書6 22国契約 CH-47J 航空機機体定期修理等 特別分解検査等総合報告書（2012年2月）
- 文書7 20mm対空機関砲（VADS-1改）の能力向上に関する調査研究 成果報告書（装備技術第12-017号）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成25年3月29日付け防官文第4716号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

ア 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

原処分において特定されたPDFファイルは、文書作成を行うには不適な電磁的記録形式であるため、開示請求時点で処分庁が保有していた電磁的記録形式と異なると思われる。

そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の特定を行うべきである。

イ 本件対象文書をありのまま開示することを求める。

情報公開の事務手続に関する国の統一指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月総務省行政管理局情報公開推進室）は、「開示の実施においては、行政文書をありのまま開示する」（23枚目）として、「原則として加工はしない」（同上）としている。したがって本件対象文書の電磁的記録の開示に当たっては、当該電磁的記録をそのままのデータ形式で開示すべきである。

また同様な趣旨で本件対象文書の電磁的記録の開示に当たっては、コピー等に制限をかけるセキュリティ設定等を行わずそのままのデータ形式で開示すべきである。

ウ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

また電磁的記録にセキュリティ設定等かけた場合、当該データが複写先に複写されない場合が技術的に起こり得る。そこで、本件対象文書がこうした制限がかけられている場合、本件対象文書の内容が交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が、本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるも

のである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める。

処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複製の交付は、法に反するので、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定した場合、ファイルの個数が開示決定通知で特定された数より少なくなるものと思われるので、改めて算定し直すべきである。

(2) 意見書

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

また総務庁行政管理局長（当時）の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」（第145回国会参議院総務委員会会議録第3号2頁）と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複製の交付の際の不開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

本件対象文書について諮問庁は、原処分において電磁的記録は適正に特定されていると主張する。

しかし諮問庁は裁判において、電磁的記録の記録形式を特定明示すべき職務上の義務はないと主張して（別件の損害賠償請求事件における国の主張）、原処分において対象文書の本来の電磁的記録の記録形式での特定を行わなかったことを正当化している。

電磁的記録の記録形式を特定する義務はないとする諮問庁の姿勢を鑑みると、本件対象文書の電磁的記録が適正に特定されたとする主張は極めて疑わしい。なお諮問庁の裁判での主張によると、開示決定通

知書に記載されているPDFファイルは対象文書の電磁的記録形式を特定したものではないという。

この点からして諮問庁の説明は、平成21年度（行情）答申第96号における説明と同様に事実を隠蔽しようとするものと言わざるを得ず、事実関係の正確な確認を審査会に求めるものである。

そこで原処分において特定されたとする電磁的記録の記録形式を明らかにすることを諮問庁に求めるとともに、審査会事務局による対象文書の電磁的記録形式の直接の確認を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『兵器体系研究（空幕研究又は空自指定研究）』に該当する研究開発の成果報告のうち2011. 2. 2－本本B1006（以下「別件開示請求」という。）で特定された以降に策定されたもの*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七電磁的記録』があれば、それを希望」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書及び文書1のかがみを含む7文書を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、平成24年6月25日付け防官文第8564号により、文書1のかがみを全部開示し、平成25年3月29日付け防官文第4716号により、本件対象文書につき、法5条1号ないし3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び法5条該当性については、原処分の行政文書開示決定通知書のとおりであり、同条1号ないし3号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。原処分において特定されたPDFファイルは、文書作成を行うには不適な電磁的記録形式であるため、開示請求時点で処分庁が保有していた電磁的記録形式と異なると思われる。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の特定を行うべきである。」として本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求めるが、原処分において本件対象文書の電磁的記録は適正に特定されている。

(2) 異議申立人は、「情報公開の事務手続に関する国の統一指針である『情報公開事務処理の手引』は、『開示の実施においては、行政文書を

ありのまま開示する』（23枚目）として、『原則として加工はしない』（同上）としている。したがって本件対象文書の電磁的記録の開示に当たっては、当該電磁的記録をそのままのデータ形式で開示すべきである。また同様な趣旨で本件対象文書の電磁的記録の開示に当たっては、コピー等に制限をかけるセキュリティ設定等を行わずそのままのデータ形式で開示すべきである。」として本件対象文書をありのまま開示することを求めるが、原処分において、本件対象文書の一部を不開示としていることから、特定した電磁的記録をデータ形式のまま開示した場合、不開示とした情報が復元され、その内容が判明するおそれがあるため、開示の実施に当たっては、不開示とした部分に被覆を施した電磁的記録を用紙に出力し、それをスキャナにより読み取ってできたPDFファイル形式をCD-Rに複写し、かつ、コピー等を制限する設定を行うことなく交付したものであり、当該開示の実施の方法は適正に処理されている。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、原処分において、スキャナにより読み取ってできたPDFファイル形式への変換による情報の欠落がないか、本件対象文書と開示した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している部分はないことを確認しており、当該開示の実施の方法は適正に処理されている。
- (4) 異議申立人は、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに『本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける』複写の交付は、法に反する」として当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるが、原処分に当たっては、本件対象文書について慎重に確認を行った上で判断をしたものである。
- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条1号ないし3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6) 異議申立人は、「本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定した場合、ファイルの個数が開示決定通知で特定された数より少なくなるものと思われるので、改めて算定し直すべきである。」として開示実施手数料の見直しを求めるが、本件対象文書の電磁的記録は60個のファイルから構成されていることから、開示実施手数料については適正に

処理されている。

(7) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| ① 平成25年6月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月8日 | 審議 |
| ④ 同月24日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成28年9月30日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年10月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「兵器体系研究（空幕研究又は空自指定研究）」に該当する研究開発の成果報告（別件開示請求で特定された以降のもの）である。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号ないし3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、航空自衛隊が保有している文書であり、文書4及び文書7は、PDF形式以外の電磁的記録を特定しており、文書1の別冊1及び別冊2、文書3の別冊付録3並びに文書5は紙媒体のみを特定しており、文書1及び文書3のその他の部分、文書2並びに文書6は紙媒体及びPDF形式の電磁的記録を特定している。防衛省において特定された電磁的記録以外に本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

イ このうち、紙媒体のみが特定されているものについては、文書1の別冊1及び別冊2は特定の会社から紙媒体及びPDF形式の電磁的記録で納品されたもの、文書3の別冊付録3及び文書5は各部隊の担当者がその原稿を電磁的記録として作成したものであるが、いずれも秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）16条1項及び6項に基づき、「秘」に指定されたことから

紙媒体のみを保存することとし、電磁的記録は廃棄している。

ウ 紙媒体及びPDF形式の電磁的記録を特定したものについては、文書1の別冊1及び別冊2以外の部分は特定の会社から紙媒体及びPDF形式の電磁的記録で納品されたもの、文書3の別冊付録3以外の部分、文書2及び文書6は各部隊の担当者がその原稿を電磁的記録として作成し、完成後PDF形式に変換したものであり、原稿である電磁的記録については必要がないため廃棄した。

(2) 諮問庁から訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)イの説明のとおりであり、本件対象文書以外に電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分は、民間人の氏名、メールアドレス、電話番号及び印影である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 企業の業務上のノウハウ等に係る情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、企業が事業を営むに当たって独自に収集した生産技術上の情報が記載されている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、装備品等を開発する企業の業務上のノウハウ等の内部情報であり、これを公にすると、特定企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことであった。

諮問庁の上記説明は是認することができ、当該部分は、これを公にすることにより、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 自衛隊の防衛体制等に係る情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、宇宙状況監視、味方識別技術、防衛構想等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用態勢が推察さ

れ、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その態勢を踏まえた対処行動を採ることを容易にするなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 装備品に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の現有及び将来装備品に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品等の性能が推察され、敵意を有する相手方をして、その弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 米国から非公開とすることを前提として提供を受けた情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には、米国から非公開とすることを前提として提供を受けた情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 情報業務に関する情報

別表の番号6欄に掲げる不開示部分には、情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する態勢等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 運用に関する情報

別表の番号7欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力等が推察され、敵意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長

が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 海外調査参加者に関する情報

別表の番号8欄に掲げる不開示部分には、研究に参加した民間人の氏名が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、個人を狙った不当な働き掛けが行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		
1	文書 1	別冊 3 (4)	16 頁
	文書 7	表紙	
2	文書 1	別冊 3 (1)	1-1 頁, 1-2 頁, 1-4 頁, 1-5 頁, 1-15 頁, 1-26 頁, 1-46 頁ないし 1-48 頁, 1-53 頁ないし 1-56 頁及 び 1-63 頁ないし 1-74 頁
		別冊 3 (2)	1-73 頁
	文書 2	別冊	4 頁, 7 頁ないし 14 頁, 17 頁及び 18 頁
		別冊付録第 1	50 頁, 51 頁, 53 頁ないし 55 頁, 57 頁, 59 頁ないし 64 頁及び 66 頁ないし 9 5 頁
		別冊付録第 2	46 頁ないし 52 頁及び 59 頁ないし 64 頁
			74 頁, 79 頁及び 80 頁
		別冊付録第 3	2 頁ないし 5 頁, 9 頁ないし 23 頁及び 26 頁ないし 29 頁
			3 頁ないし 5 頁, 9 頁ないし 21 頁, 23 頁 ないし 27 頁及び 30 頁
	別冊付録第 4	10 頁ないし 12 頁, 20 頁ないし 22 頁及 び 23 頁ないし 58 頁	
	別冊付録第 5	1 頁ないし 3 頁, 7 頁, 8 頁, 18 頁ないし 21 頁, 25 頁, 30 頁ないし 33 頁及び 3 7 頁	
	文書 3	別冊	1 頁
		別冊付録第 3	2 頁ないし 6 頁, 11 頁ないし 13 頁, 19 頁, 52 頁ないし 59 頁, 128 頁, 145 頁ないし 147 頁, 170 頁, 171 頁, 1 80 頁ないし 184 頁及び 188 頁ないし 1 90 頁
			7 頁ないし 10 頁, 14 頁, 15 頁, 185 頁ないし 187 頁及び 191 頁
	別冊付録第 4	1 枚目ないし 51 枚目	
文書 6	「22 国契約 CH-47J 航空機機体定期修理等 特別 分解検査等総合報告書 (2012 年 2 月)」のうち表紙を除 く全て		

		「22国契約 CH-47J 航空機機体定期修理等 飛行試験報告書(2011年8月30日)」のうち表紙を除く全て	
		「22国契約 CH-47J 航空機機体定期修理等 特別分解検査報告書」のうち表紙を除く全て	
	文書7	成果報告書	前文, 目次, 図目次, 4頁ないし37頁, 41頁, 47頁ないし59頁及び63頁ないし66頁
		添付資料	目次, 3頁, 5頁ないし60頁, 62頁ないし79頁及び81頁
3	文書1	別冊3(1)	1-8頁, 1-12頁, 1-21頁, 1-22頁, 1-25頁, 1-76頁ないし1-83頁及び付録-1
		別冊3(2)	1-57頁, 1-64頁, 1-74頁ないし1-78頁, 1-82頁及び1-85頁ないし1-95頁
		別冊3(3)	1-71頁
	文書2	別冊付録第3	1頁
	文書4	表紙及び2頁ないし14頁	
	文書7	成果報告書	目次, 図目次, 1頁ないし46頁及び60頁
		添付資料	1頁及び61頁
4	文書1	本冊	1-394頁
		別冊1	1頁
		別冊2	1頁
		別冊3(1)	1-9頁, 1-26頁, 1-27頁, 1-43頁ないし1-46頁, 1-49頁ないし1-52頁及び1-57頁ないし1-62頁
		別冊3(2)	1-4頁ないし1-6頁, 1-8頁ないし1-10頁, 1-11頁ないし1-13頁, 1-15頁ないし1-34頁, 1-36頁ないし1-49頁, 1-55頁, 1-56頁, 1-59頁ないし1-63頁, 1-68頁, 1-69頁及び1-96頁ないし1-100頁
		別冊3(3)	1-3頁ないし1-10頁, 1-12頁ないし1-18頁, 1-20頁, 1-22頁ないし1-38頁, 1-40頁, 1-43頁, 1-48頁ないし1-70頁及び1-72頁

	文書 3	別冊付録第 3	1 頁, 1 2 頁, 1 6 頁ないし 5 1 頁, 5 3 頁 ないし 1 7 9 頁, 1 8 1 頁, 1 8 2 頁及び 1 8 9 頁
	文書 5	別紙	2 頁ないし 5 頁
		付紙第 1	6 頁ないし 9 頁
		付紙第 3	1 9 頁及び 2 0 頁
		属図	2 1 頁ないし 2 3 頁
		付紙第 4	2 4 頁ないし 3 1 頁
		付紙第 5	3 5 頁
		属図	3 6 頁
		付紙第 6	3 7 頁及び 3 8 頁
		属図第 1	3 9 頁及び 4 0 頁
		属図第 2	4 1 頁
		付紙第 7	4 2 頁及び 4 3 頁
		属図第 1	4 4 頁及び 4 5 頁
		属図第 2	4 6 頁及び 4 7 頁
		付紙第 8	4 8 頁及び 4 9 頁
属表	5 0 頁		
付紙第 9	5 1 頁ないし 5 3 頁		
5	文書 1	別冊 3 (1)	1 - 9 頁, 1 - 1 0 頁及び 1 - 7 5 頁
		別冊 3 (4)	3 頁ないし 2 1 頁
6	文書 1	別冊 3 (3)	1 - 8 3 頁ないし 1 - 8 6 頁
7	文書 1	本冊	2 - 2 7 5 頁
	文書 4	2 頁ないし 6 頁, 1 3 頁及び 1 4 頁	
	文書 5	別紙	3 頁
		付紙第 2	1 0 頁
		属紙第 1 ない し第 4	1 2 頁ないし 1 5 頁
		属紙第 5 及び 第 6	1 6 頁及び 1 7 頁
		属表	1 8 頁
属図	3 2 頁ないし 3 4 頁		
付紙第 8	4 9 頁		
8	文書 1	別冊 3 (4)	2 頁ないし 2 0 頁及び付録 - 1